7　退去強制令書の発付後の収容に代わる監理措置に関する規定の整備

㈠　主任審査官は、退去強制を受ける者が逃亡するおそれの程度や収容によりその者が受ける不利益の程度等を考慮し、送還可能のときまでその者を収容しない、又は放免することが相当と認めるときは、その者を監理措置（㈡の監理人による監理に付する措置をいう。以下この7において同じ。）に付する旨の決定をすることとし、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限等の条件を付することとした。（第五二条の二関係）

㈡　監理人は、自己が監理する被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この7において同じ。）の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督等を行うこととした。（第五二条の三関係）

㈢　監理措置決定の取消し、被監理者による届出、監理措置決定の失効及び事実の調査に関する規定を整備することとした。（第五二条の四～第五二条の七関係）

8　入国警備官は、退去強制令書の発付を受けた者を収容等したときは、退去のための計画を定めなければならないこととし、三月ごとにその進捗状況を主任審査官に報告し、主任審査官が監理措置決定の要否を検討すること等に関する規定を整備することとした。（第五二条の八関係）

9　入国者収容所長又は主任審査官は、健康上、人道上その他これらに準ずる理由によりその収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、収容されている者を仮放免することができることとし、仮放免の請求の理由が健康上の理由である場合には、医師の意見を聴くなどして、その者の健康状態に十分配慮して仮放免に係る判断をするよう努めなければならないこととした。（第五四条関係）

10　主任審査官は、次の㈠又は㈡に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を送還先に送還することが困難である場合において、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦からの退去を命ずることができることとした。（第五五条の二第一項関係）

㈠　その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

㈡　その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

11　入国者収容所等における被収容者の処遇に関する規定を整備することとした。（第五五条の四～第五五条の八三関係）

12　法務大臣は、本邦にある外国人から補完的保護対象者（難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。以下同じ。）である旨の認定の申請があったときは、その者が補完的保護対象者である旨の認定を行うことができることとした。（第二条第三号の二並びに第六一条の二第二項及び第三項関係）

13　難民の認定の申請等をした在留資格未取得外国人の送還の停止に係る第六一条の二の九第三項の規定は、在留資格未取得外国人が次の㈠又は㈡のいずれかに該当するときは、適用しないこととした。（第六一条の二の九第四項関係）

㈠　難民の認定の申請等の前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったことがある者（難民の認定の申請等に際し、難民の認定等を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く。）

㈡　無期又は三年以上の拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）等

難民の認定等を適正に行うための所要の規定を整備することとした。（第六一条の二の一八等関係）

14　所要の罰則規定を設けることとした。（第七〇条等関係）

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正関係

特別永住者証明書の交付の日に一六歳に満たない者の特別永住者証明書の有効期間及びその更新に関する規定を整備することとした。（第九条第一号及び第一二条第一項関係）

三　その他

関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二四条～第三七条関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（法律第五七号）（厚生労働省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（以下「ゲノム医療施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めることにより、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　この法律において「ゲノム医療」とは、個人の細胞の核酸を構成する塩基の配列の特性又は当該核酸の機能の発揮の特性に応じて当該個人に対して行う医療をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「ゲノム情報」とは、人の細胞の核酸を構成する塩基の配列若しくはその特性又は当該核酸の機能の発揮の特性に関する情報をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　基本理念

ゲノム医療施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）

(1)　ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにすること。

(2)　ゲノム医療の研究開発及び提供には、子孫に受け継がれ得る遺伝子の操作を伴うものその他の人の尊厳の保持に重大な影響を与える可能性があるものが含まれることに鑑み、その研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされるようにすること。

(3)　生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報には、それによって当該個人はもとよりその家族についても将来の健康状態を予測し得る等の特性があることに鑑み、ゲノム医療の研究開発及び提供において得られた当該ゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、当該ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすること。

㈣　責務

(1)　国の責務

国は、㈢の基本理念にのっとり、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

(2)　地方公共団体の責務

地方公共団体は、㈢の基本理念にのっとり、ゲノム医療施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じて、施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）